

# 生活保護のしおり

天理市社会福祉事務所

社会福祉課 厚生係

TEL 0743-63-1001

内線 747・748・737

令和3年4月改定

# もくじ

- ◆ 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 生活保護の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◆ 生活保護を受けるための要件・・・・・・・・ 3
- ◆ 生活保護のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 生活保護を受けている人の権利・義務・・・・ 5
- ◆ 必要な届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ◆ 指導及び指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ◆ 保護費の返還、健康保険証について・・・・ 8
- ◆ 病気やけがをしたとき・・・・・・・・・・・・ 9
- ◆ 介護が必要になったとき、介護保険料について・・ 10
- ◆ 民生委員のしごと、地区担当員のしごと・・・・ 11

## 生活保護とは

生活保護とは、憲法25条の理念に基づき、いっしょうけんめい働いても生活できないときや、病気や事故、そのほかさまざまな事情で生活に困っているすべての人々に対して、国が最低限度の生活を保障するとともに、1日でも早く自分の力で生活していけるように手助けをする制度です。

しかし、そのためには、保護を受ける人が自分の生活のために、あらゆる努力をしなければなりません。

# 生活保護の手続き

## (1) 相 談

生活に困ったときは、社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）に相談してください。社会福祉事務所では地区担当員（ケースワーカー）が家庭の事情や困っている状況などをお聞きし、保護を受けるための要件を説明したり、年金や手当などが受けられる場合は、その手続きなども説明します。面接でお聞きした内容についての秘密はかたく守りますので、ありのままをお話してください。

## (2) 申 請

生活保護は申請により開始されますので、面接のあとに生活保護申請書など、必要な書類を提出していただくこととなります。

生活保護の申請ができる人は、本人か同居の親族、または扶養義務者の方に限られています。急な場合でその人たちが申請できない場合は、民生委員や病院からの連絡で調査し、生活保護を開始することもあります。

## (3) 調 査

生活保護の申請をしますと、地区担当員があなたのお宅を訪問するなど、必要な調査を行います。社会福祉事務所は、この調査をもとに生活保護の要件を満たしているかどうかの決定を行うこととなりますので、調査には協力してください。

## (4) 決 定

調査が終わると、あなたの世帯が生活保護を受けられる（開始）か、受けられない（却下）かを決定し、書面でお知らせします。

## 生活保護を受けるための要件

生活保護を受けるためには、あなたの世帯で利用できる資産の活用や、それぞれの能力に応じてあらゆる努力をしていただくことが必要です。努力してもなお最低生活ができない場合には、はじめて生活保護を受けることができます。

この内容は次のようなものです。

### (1) 能力の活用について

働ける人は、能力に応じて働いてください。

### (2) 資産の活用について

あなたの世帯の資産（預貯金・生命保険・自動車・土地・家屋・貴金属など）で、生活保護を受けている間は持つことが認められないものは、売却などの処分をして、世帯の生活費にあててください。

### (3) 扶養義務者からの援助について

親、子、兄弟姉妹などから援助を受けられるよう努めてください。

なお、母（父）子家庭の場合は、お子さんの父親または母親から養育料などが受けられるよう努めてください。

### (4) 他法他施策の活用について

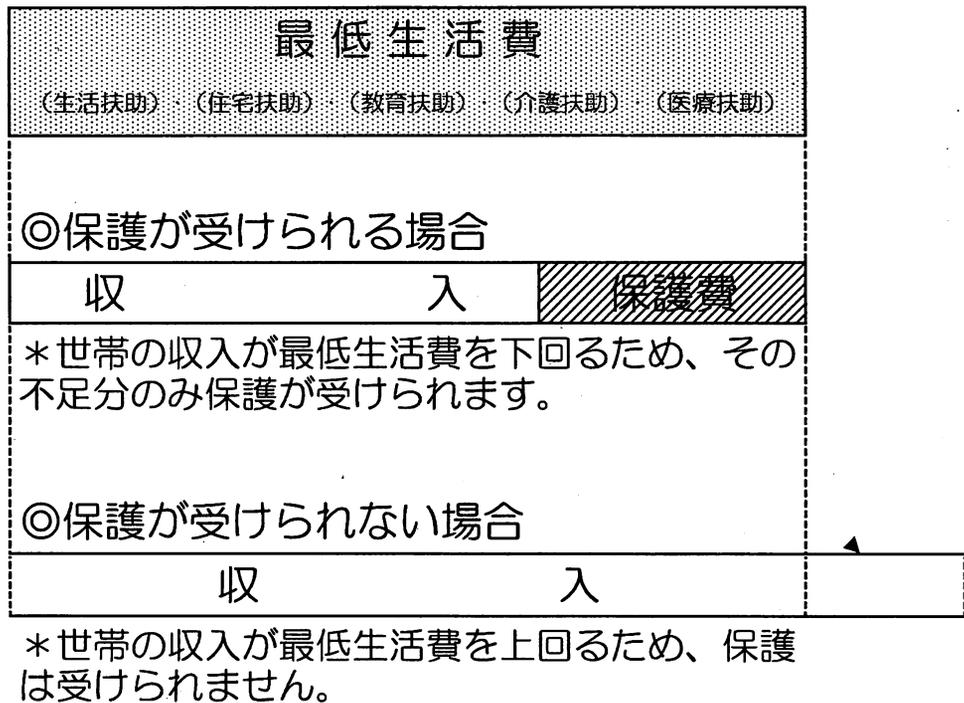
年金や各種手当など他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けてください。

# 生活保護のしくみ

国が定めた最低生活費と、あなたの世帯のすべての収入をくらべて、最低生活費より収入が少ないときに、その不足分を援助します。

- (1) 最低生活費（国が定めた基準）とは、定められた扶助のうち生活に必要なものを足したものです。
- (2) 最低生活費は家族の年齢や人数などでも異なり、扶助費の内容についても、世帯の状況及びすべての収入状況によって異なります。
- (3) 収入とは、あなたの世帯のすべての収入（給料・賞与・寸志・年金・恩給・手当・仕送り・保険金など）です。  
このうち、働いて得た収入は、その額に応じて一定額の控除が認められています。

## ◎基本的な考え方：最低生活費－収入額＝生活保護費



## 生活保護を受けている人の権利

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された生活保護を変更されることはありません。
- (2) 生活保護により支給されたお金などに税金はかかりません。
- (3) 生活保護により支給されたお金や生活保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

## 生活保護を受けている人の義務

- (1) 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- (2) 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- (3) 病気のために働けない人は、医師の指示に従って治療し、一日も早く治すよう努めてください。
- (4) 生活保護で支給されたお金は、計画的に消費することはもちろん、毎月の収入・支出を自身でしっかりと把握・管理し、生活の維持・向上に努めてください。
- (5) 生活の状況が変わったときなどは、必ず社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）に届けてください。
- (6) 社会福祉事務所では、適正な保護を実施するために、必要に応じて指導・指示をおこないますが、これには従ってください。

## 必要な届け出

次のような場合は、社会福祉事務所に届け出の義務があります。あなたの世帯の生活保護の金額などを決めるのに必要なものですので、必ず速やかに届け出をしてください。

(1) 収入に変化があったとき。

給料・賞与または寸志・年金・恩給・手当・仕送りなどの増減や臨時収入があったときなど。

(2) 仕事を始めたり、変えたり、辞めたりしたとき。

就職・転職・休職・退職したとき。

※就労された場合、通勤費が支給される場合があります。

(3) 世帯の人数が変わったとき。

転入・転出・出生・死亡など。

(4) 入院や退院するとき、または入院先の病院が変わるとき。

(5) 住所を変えたり、長期間家を留守にするとき。

(6) 家賃・地代などが変わるとき。

(7) 土地・家屋などの資産を処分するとき。

(8) 交通事故などに遭ったとき。

(9) その他、あなたの世帯の生活状況に変化があったとき。

## 指導及び指示

社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）では適正な保護を行うために必要に応じて、いろいろな指導や指示をすることがあります。

この指導や指示に従わない場合は、保護の停止、廃止、変更が行われることがあります。

例えば、次のような場合です。

- (1) 病気やけがが治ったり、病状が軽くなって働けるようになったのに働こうとしないとき。
- (2) 働いていても日数や時間が少ないなど、本人の能力や世帯の状況から判断して十分な収入を得ているとは認められないとき。
- (3) 学校を卒業したのに、いっこうに働こうとしないとき。
- (4) 病人や子供の世話が必要でなくなったのに、働こうとしないとき。
- (5) 体の具合が悪いのに、医師の言うことを聞かないで治療をおこたっているとき。
- (6) 活用できる資産があるにもかかわらず、活用をしないとき。
- (7) 世帯の収入やその内容を証明する資料などを提出しないとき。
- (8) 生活の維持・向上に努力しないとき。
- (9) 支給した保護費を計画的に消費しないとき。

このほかにも、世帯の実情に応じ、自立助長のために指導や指示を行うことがあります。

## 保護費の返還

次のような場合には、支給した保護費を返していただくこととなります。

- (1) 働いて得た収入などの届け出をしなかったり、事実と違った申請や届け出をして、生活保護を受けたとき。  
(法律により罰せられることもあります。)
- (2) 生命保険や簡易保険などの保険金や解約金を受け取ったとき。
- (3) 年金や手当などをさかのぼって受け取ったとき。
- (4) 自動車や土地・家屋などを売って、お金を受け取ったとき。
- (5) 交通事故などによる賠償金を受け取ったとき。
- (6) その他、社会福祉事務所が返還を必要と認めたとき。

## 健康保険証について

- 生活保護を受けている間は国民健康保険証は使えません。必ず、市役所の保険年金課にお返してください。
- 会社の健康保険は、そのまま使えますが、自己負担分は社会福祉事務所が支払いますので、医療券が必要です。

## 病気やけがをしたとき

- (1) 病気やけがなどで病院（診療所）にかかるときは、医療券が必要です。  
病院にかかる前に本人か家族の方が、社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）におこしてください。医療券は申請によりお渡ししますので、それを持って病院に行けば治療を受けられます。緊急で、どうしても社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）に来られない場合は電話などで連絡してください。
- (2) 保護を受けている方がかかる病院は、生活保護法で指定されているところに限られますので、事前に厚生係に確認してください。
- (3) 夜間、休日などで医療券の交付を受けられないときは、病院の窓口で生活保護を受給していることを伝えてください。そして、できるだけ早く厚生係に連絡をしてください。
- (4) 処方される医薬品は、原則ジェネリック医薬品です。医師が認める場合等のみ、例外的に先発医薬品の処方が認められます。
- (5) 交通事故や傷害によるけがは、加害者の責任が問われますので、被害者になった場合は示談等はせず、必ず福祉事務所に届け出をしてください。
- (6) 一定の要件を満たしている場合、通院にかかる交通費が支給されますので、お問い合わせください。

## 介護が必要になったとき

65歳以上の方で、生活をする上で介護や支援が必要になった場合には、社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）に申し出てください。サービスを利用するには、介護が必要かどうかの審査を受ける手続きが必要です。サービスの利用者負担分については、社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）から生活保護法の指定介護機関に介護券を発行しますので、負担なくサービスを受けられます。

なお、40歳～64歳までの方のうち、老化に伴う病気が原因で介護が必要になった場合も介護サービスを受けられる場合がありますので、地区担当員に申し出てください。

## 介護保険料について

生活保護を受けられていても、65歳以上の方と、40歳から64歳までの方で社会保険に加入している方は、介護保険の被保険者となります。

40歳から64歳までの方は、毎月の給料から保険料が差し引かれますが、65歳以上の方は、年金から天引きされている方を除き、毎月保険料を納めていただく必要があります。

この保険料については、毎月の保護費に加えて支給されますので、納め忘れのないように注意してください。

なお、この保険料は社会福祉事務所があなたに代わって直接支払う（代理納付）ことができますので、活用してください。

## 民生委員のしごと

民生委員は、地域に住む人たちに、生活面で困ったことや心配ごとが起きたり、相談したいことが生じたときに相談にのったり、必要な助言・指導をおこなう方です。

民生委員は、社会福祉事務所の協力機関として、あなたと社会福祉事務所（社会福祉課厚生係）の橋渡しをしてくれます。

民生委員は相談の内容など秘密は固く守りますので、安心して相談してください。

また、必要な場合、民生委員が家庭訪問を行うこともあります。

## 地区担当員（ケースワーカー）のしごと

社会福祉事務所には、それぞれの地区を担当する地区担当員（ケースワーカー）がいます。

地区担当員は、生活保護に関する相談や生活保護を実施するために必要な援助などを行うための家庭訪問や、生活向上のために必要に応じた助言・指導をおこないます。

分からないことや困ったことなどがありましたら、遠慮なく相談してください。

## 生活保護を受けなくなったときに 必要な手続きや連絡など

- (1) 会社の健康保険に加入されていない方は、国民健康保険の加入手続き。
- (2) 老人、母子、障害者、乳幼児医療や特定疾患医療などに該当する方は、その加入手続き。
- (3) 国民年金掛金の納付が困難な方は、申請免除の相談や手続き。
- (4) 小学校や中学校の子供さんがいらっしゃる方は、就学援助の相談や手続き。
- (5) NHK放送受信料やし尿手数料の減額は受けられなくなりますので、保護を受けなくなった旨の連絡が必要です。

国民健康保険など公的医療保険に加入された40歳から64歳までの方は、介護保険の被保険者になります。

65歳以上の方は、すでに介護保険の被保険者ですが、保護を受けなくなった場合、ご自分で保険料を支払う必要があります。